

北九州市監査公表第37号
平成27年8月21日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	後藤雅秀
同	三宅まゆみ

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
公の施設の管理運営及び指定管理者制度について
- 3 監査の期間
平成26年7月10日から平成27年2月24日まで
- 4 監査公表の時期
平成27年3月20日（平成27年監査公表第14号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 市民会館（門司、若松、八幡）

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【再委託の承認手続の不備について】</p> <p>指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託するに当たり、指定管理者からは再委託承諾願が提出されているが、市は事前に書面による承諾を行っていない。</p> <p>市は、基本協定に基づき、事前に書面により承諾を行う必要がある。</p>	<p>(市民文化スポーツ局文化企画課)</p> <p>指定管理者から再委託承諾願が提出された場合の承諾は、書面によって行うよう平成27年3月中旬に関係職員に周知徹底した。</p> <p>なお、平成27年度については、指定管理業務委託の実施にあたり、指定管理者から再委託承諾願が提出され、書面による承諾を実施済みである。</p>

(2) 勤労青少年ホーム（門司、若松、八幡西）

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【指定管理者選定に係る検討会の評価の方法について】</p> <p>指定管理者候補検討会（以下、「検討会」という。）の書類を閲覧したところ、各構成員が記入する「指定管理者候補検討シート」について、構成員名、総評及び付帯意見の欄は空欄であったが、評価レベルやその理由を記入する欄を見ると、市があらかじめ記入した状態で配布されており、その内容を検討会で審査し、検討会としての意志決定を行うという方法をとっていた。</p> <p>本来、評価レベルの検討及びその理由は、構成員が記入すべきであり、市は、構成員が記入する事項は空欄のまま配布する必要がある。</p>	<p>（保健福祉局総務課）</p> <p>平成27年度に指定管理者候補を選定する検討会では、評価レベルやその理由を記入する欄は空欄の状態で、検討シートを構成員に配布することとしている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【基本協定に基づく業務報告書（月報）の一部未提出について】</p> <p>基本協定において、指定管理者から市へ毎月、施設利用率の報告を行うことが規定されているが、市は、指定管理者から報告を受けていなかった。市は、基本協定に基づいた要件を満たした業務報告書を提出させる必要がある。</p>	<p>（保健福祉局総務課）</p> <p>平成27年度の業務報告書から、施設の利用状況を把握するため、各部屋ごとの利用人数、利用件数、稼働率を提出させることとした。</p>

(3) 子どもの館、子育てふれあい交流プラザ

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【市発注の工事の手続きについて】</p> <p>市は、施設の管理に関し、工事を随意契約により発注している。実質的には、1社見積りにより業者を選定しているが、事後的に他の2社からの見積書を発注業者を通じて徴取している。</p> <p>工事の経緯等からみると、1社からの見積書でも処理は可能であったが、担当職員は、3社からの見積書が必要と判断し、このような行為を行っている。また、組織的な対応も不十分であったと考える。</p> <p>市は、組織として適切な処理を行う体制の整備や職員に対するコンプライアンス研修等を実施することが必要である。</p>	<p>(子ども家庭局総務企画課)</p> <p>今回の監査の指摘を受けて、市の調達にあたっての適正な見積書の聴取について、全市的に通知を行い、同種事案の再発防止に努めるとともに、事務手順を具体化・明確化した。</p> <p>この通知に基づき、4月の事務改善会議において、見積書の聴取に係る適正な手続きについて周知徹底するとともに、コンプライアンスに関する研修を行った。</p> <p>現在、「見積り合せ実施通知」を作成し、事前に所属長まで決裁を得ることや相談しやすい組織体制づくりに取り組んでおり、2度と本事例のような事態を招くことのないよう努めている。</p>

(4) 北九州市民球場等2スポーツ施設

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【収支報告書における委託費の計上方法について】</p> <p>指定管理者で計上されている指定管理業務の委託費の金額に、業務の収支差額が含まれていたため、収支差額があるものとして収支報告書を作成するよう市は指導すべきである。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>平成27年1月、指定管理者に対し、適切な項目に費用を計上し、収支差額が発生した場合、会計報告書に記載するように口頭にて指導した。</p>

(5) 響灘緑地 (グリーンパーク)

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>【市発注の修繕工事に係る手続について】</u></p> <p>平成25年度に、市が発注した工事に関し、見積り合わせが行われているが、提出した業者の見積書及び見積明細書の記載方法及び内容に不自然な点が見受けられる。</p> <p>このような場合、市は、透明性及び競争性を確保するため、発注手続を中断し、関係者から事情を聴取するなど、より慎重に実施すべきである。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>当該工事については、監査の指摘を受けて、業者にヒアリングを行った結果、不正がなかったことを確認した。</p> <p>平成27年3月に、具体化・明確化された見積書の徴取に関する事務手順を周知徹底し、平成27年4月以降、見積り合わせ実施通知を選定業者へ個別に渡し、各社から見積書等の提出を受けている。</p> <p>今後とも見積書や見積明細書などに不自然な点が見受けられた場合には、その時点で業者に確認を行い、不審な場合は中断するなど、適正な契約事務に努めてまいりたい。</p>

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

（1）市民会館（門司、若松、八幡）

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局文化企画課）</p> <p>本市の芸術文化施設の利用状況や他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

（2）戸畑市民会館

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局文化企画課）</p> <p>本市の芸術文化施設の利用状況や他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

(3) 勤労青少年ホーム（門司、若松、八幡西）

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者選定に係る公募方式の採用について】</p> <p>市は、現在の指定管理期間について、条件付き公募により指定管理者を選定している。</p> <p>しかし、条件付き公募を採用しなければならない理由はないため、次回選定時には公募により選定することが望まれる。</p>	<p>（保健福祉局総務課）</p> <p>平成27年度の指定管理者選定時から公募とするため、条件付き公募を廃止する条例改正議案を平成27年6月議会に提出し、可決された。（公募による募集を行う。）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【本施設のあり方の検討について】</p> <p>本施設は、本来、勤労青少年の利用を主目的とした施設であるが、利用者に占める勤労青少年の利用者の割合はおおむね20%以下にとどまっている。</p> <p>設置の主目的と利用状況の乖離が大きい状況にあるため、市は、本施設のあり方について、検討するとともに、勤労青少年の利用向上に向けた対策をとることが望まれる。</p>	<p>（保健福祉局総務課）</p> <p>現在、公共施設のマネジメントにおいて、市民が集会などで利用できる生涯学習関連施設等は、市全体におけるあり方を検討しており、勤労青少年ホームについても、この中で検討を行なう。（平成27年度中に施設分野別計画策定予定。）</p>

(4) 子どもの館、子育てふれあい交流プラザ

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【市外からの利用者に対する利用料金の見直し検討について】</p> <p>本施設については、交通利便性がよいことや近隣に同様の施設がないことなどから、市外居住者も利用している。</p> <p>しかし、本施設の整備・運営に係る経費については、全て市が負担していることから、市外居住者の利用料金について、見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>(子ども家庭局総務企画課)</p> <p>平成25年度の市外居住者の利用状況を調査したところ、「子どもの館」の会員パスで13.4%、貸室で36.4%、合計で49.8%の利用であった。また、「子育てふれあい交流プラザ」では、パスポートで14.6%、貸室で10.8%、合計で25.4%の利用であった。</p> <p>それぞれの施設において、1割強から2割弱の市外居住者の利用があることから、監査の意見を踏まえ、今後、継続的に市外居住者の利用状況を把握するとともに、指定管理者による事務の煩雑さなどについて協議を行いながら、利用料金の見直しについて検討したい。</p> <p>なお、見直しにあたっては、市の行財政改革に基づき、今後検討されることとされている、市全体の公共施設の利用料金の見直しに係る考え方を勘案しながら進めていく。</p>

(5) 総合体育館等37スポーツ施設

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>本市のスポーツ施設の利用状況や、他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者公募単位の見直しについて】</p> <p>本施設については、37施設を一括して指定管理者を公募しており、スポーツ施設全体をみると、規模が比較的大きい施設、それ以外の市東部27施設とに分けて公募しているが、施設の多様性、地理的環境を踏まえるとこれらの公募単位を見直すことが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>公共施設マネジメントの公共施設の再配置計画に合わせて、募集単位の見直しを行う予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【施設管理を委託している運営委員会等に対するルールの明確化について】</p> <p>指定管理者は、施設管理を委託している各運営委員会等から会計報告書を受け取っているものの、支出可能な費目や領収書の添付、謝金の支払処理方法等の規程が明確でないため、統一的な事務処理がなされておらず、指定管理者におけるチェックも適切に実施できていない。市は、各運営委員会等に対するルールを明確にし、指定管理者が適切に支出内容等をチェックできるような体制を整えるよう指導することが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>市で管理運営要領を再度確認し、経費の支出等について、より適切な事務処理ができ、チェックできる仕組みを作る予定である。（H27年度中）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【利用者アンケートの調査票の見直しについて】</p> <p>利用者アンケートの調査票は、表裏の両面に回答欄があり、回収された調査票を見ると、裏面のみ未回答のものが散見された。</p> <p>記入漏れを防ぐため、重要なアンケート項目は、アンケート調査票の前半部分に記載する等、市は、調査票の様式等について見直すことが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>利用者アンケートの調査票は、通常、表面のみの様式としている。</p> <p>平成25年度については、質問数を増やしたため裏面にも回答欄を設けたが、平成26年度以降は、表面のみの記入の様式としている。</p> <p>なお、監査の意見を踏まえ、今後、質問数を増やす際は、未回答部分が生じないように様式を工夫する。</p>

(6) 門司体育館等 27 スポーツ施設

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>本市のスポーツ施設の利用状況や、他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者公募単位の見直しについて】</p> <p>本施設については、27施設を一括して指定管理者を公募しており、スポーツ施設全体をみると、規模が比較的大きい施設、それ以外の市西部37施設とに分けて公募しているが、施設の多様性、地理的環境を踏まえるとこれらの公募単位を見直すことが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>公共施設マネジメントの公共施設の再配置計画に合わせて、募集単位の見直しを行う予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【施設管理を委託している運営委員会等に対するルールの明確化について】</p> <p>指定管理者は、施設管理を委託している各運営委員会等から会計報告書を受け取っているものの、支出可能な費目や領収書の添付、謝金の支払処理方法等の規程が明確でないため、統一的な事務処理がなされておらず、指定管理者におけるチェックも適切に実施できていない。市は、各運営委員会等に対するルールを明確にし、指定管理者が適切に支出内容等をチェックできるような体制が整えられるようにすることが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>市で管理運営要領を再度確認し、経費の支出等について、より適切な事務処理ができ、チェックできる仕組みを作る予定である。（H27年度中）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【利用者アンケート調査票の見直しについて】</p> <p>利用者アンケートの調査票は、表裏の両面に回答欄があり、回収された調査票を見ると、裏面のみ未回答のものが散見された。</p> <p>記入漏れを防ぐため、重要なアンケート項目は、アンケート調査票の前半部分に記載する等、市は、調査票の様式等について見直すことが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>利用者アンケートの調査票は、通常、表面のみの様式としている。</p> <p>平成25年度については、質問数を増やしたため裏面にも回答欄を設けたが、平成26年度以降は、表面のみの記入の様式としている。</p> <p>なお、監査の意見を踏まえ、今後、質問数を増やす際は、未回答部分が生じないように様式を工夫する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者が実施する施設修繕等に関する費用等の把握について】</p> <p>施設の修繕等に関し、指定管理者実施分について、共同事業体から一旦共同事業体の構成企業であるA社に発注され、A社から工事実施業者に発注されている。この場合、A社の発注方法や工事実施業者の受注金額について、書面上、市は把握できない。</p> <p>透明性確保のため、共同事業体から直接工事実施業者に発注するよう指導するとともに、修繕に要した経費について市は適切に把握することが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>平成27年2月、他社に工事を依頼する場合は、共同事業体から直接工事実施業者に発注するよう口頭にて指導した。</p>

(7) 北九州市民球場等2スポーツ施設

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>本市のスポーツ施設の利用状況や、他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p data-bbox="209 427 786 510">【利用者アンケートの実施時期及び調査票の見直しについて】</p> <p data-bbox="209 573 786 943">本施設の利用者アンケートは閑散期の12月から1月にかけて行われており、施設の特性を考慮した実施時期が設定されているとは言い難い。また、利用者アンケートの調査票は、表裏の両面に回答欄があり、回収された調査票を見ると、裏面のみ未回答のものが散見された。</p> <p data-bbox="209 954 786 1088">市は、アンケートの実施時期及び調査票の様式等について見直すことが望まれる。</p>	<p data-bbox="828 427 1374 461">（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p data-bbox="828 573 1374 656">利用者アンケートの調査票は、通常、表面のみの様式としている。</p> <p data-bbox="828 667 1374 846">平成25年度については、質問数を増やしたため裏面にも回答欄を設けたが、平成26度以降は、表面のみの記入の様式としている。</p> <p data-bbox="828 857 1374 992">なお、監査の意見を踏まえ、今後、質問数を増やす際は、未回答部分が生じないように様式を工夫する。</p> <p data-bbox="828 1003 1374 1328">実施時期については、利用者がより多い時期にアンケートを実施することが、アンケートの回答率の向上につながり、施設運営状況をより正確に知る上で有効と考えられることから、H27年度アンケートより、実施時期の前倒し（夏季～秋季）を行う予定である。</p>

(8) 本城球場等3スポーツ施設(競技場、球場、運動場)

監査の結果(意見)	措置状況
<p>【一部利用料金制の導入について】</p> <p>現在、本施設では、利用料金制を採用しておらず、利用料金収入は市の収入となっている。そのため、指定管理者の努力により、施設の利用者数を向上させ、利用料金収入が増加しても、指定管理者は、金銭的メリットを受けることができない。</p> <p>市は、一部利用料金制等の導入を検討することが望まれる。</p>	<p>(市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p> <p>本市のスポーツ施設の利用状況や、他都市の事例などを参考にしながら、対応を検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【利用者アンケートの実施時期及び調査票の見直しについて】</p> <p>本施設の利用者アンケートは閑散期の12月から1月にかけて行われており、施設の特性を考慮した実施時期が設定されているとは言い難い。また、利用者アンケートの調査票は、表裏の両面に回答欄があり、回収された調査票を見ると、裏面のみ未回答のものが散見された。</p> <p>市は、アンケートの実施時期及び調査票の様式等について見直すことが望まれる。</p>	<p>（市民文化スポーツ局スポーツ振興課）</p> <p>利用者アンケートの調査票は、通常、表面のみの様式としている。</p> <p>平成25年度については、質問数を増やしたため裏面にも回答欄を設けたが、平成26度以降は、表面のみの記入の様式としている。</p> <p>なお、監査の意見を踏まえ、今後、質問数を増やす際は、未回答部分が生じないように様式を工夫する。</p> <p>実施時期については、利用者がより多い時期にアンケートを実施することが、アンケートの回答率の向上につながり、施設運営状況をより正確に知る上で有効と考えられることから、H27年度アンケートより、実施時期の前倒し（夏季～秋季）を行う予定である。</p>

(9) 商工貿易会館

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>利用実績の集計方法の見直しについて</u>】</p> <p>現在、利用実績は、1日1件利用があれば、1日利用として集計されている。</p> <p>利用実績は、時間による集計を行うことが望まれる。また、本施設への入居団体とそれ以外の団体等を区分して利用実績を集計することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局産業政策課)</p> <p>時間による利用実績の集計については、監査の意見を踏まえ、効率的な集計方法を検討しているところである。</p> <p>なお、本施設への入居団体とそれ以外の団体等を区分して利用実績を集計することについては、平成26年度の事業報告時より、内部と外部の利用の内訳を示すよう指定管理者に依頼し、対応した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>利用者アンケートに対する対応状況の報告の受領について</u>】</p> <p>利用者からの要望や苦情等について、市に提出された事業報告書には、市に報告したと記載されている。しかし、利用者アンケートに記載された意見のうち、施設に関する報告はあるが、職員の対応等ソフト面についての報告はない。</p> <p>施設利用者に対するサービス向上のため、適切に報告させることが望まれる。</p>	<p>(産業経済局産業政策課)</p> <p>利用者アンケートの報告のうちソフト面の報告については、監査の意見を踏まえ、平成26年度の事業報告時より、アンケート報告書にソフト面の欄を設けるよう指定管理者に依頼し、対応した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>指定管理者選定時の提案書に対する適切な審査の実施について</u>】</p> <p>指定管理者選定時に提出された人員計画表には、提出者の記載誤りにより、提出者の正規職員として再委託先の人員が記載されているが、この内容について確認がなされていない。</p> <p>指定管理者検討会には、そのまま誤った提案書が提出され審査されている。</p> <p>指定管理者の候補者選定権限は市にあり、市が主体的に審査することが求められる。</p> <p>特に、指定管理者の人的基盤及び財政的基盤は重要な評価項目であるため、市は、適切に審査することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局産業政策課)</p> <p>監査の意見を踏まえ、次回指定管理者選定時は、特に指定管理者の人的基盤及び財政的基盤等の項目について、適切に審査してまいりたい。</p>

(10) 小倉城、小倉城庭園

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【利用者アンケートの実施手法の見直しについて】</u></p> <p>本施設においても利用者アンケートを実施しているが、回収率が低くなっている。</p> <p>事前に市が中心となり、指定管理者と内容、時期及びその実施方法について検討した上で効果的にアンケートを実施することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局観光課)</p> <p>監査の意見を踏まえ、指定管理者と協議を行い、平成27年5月よりアンケート回答者には「小倉城クリアファイル」を進呈することとし、アンケートへの協力を呼びかける張り紙を施設に掲示することとした。</p>

(11) 自転車駐車場 (22か所)

監査の結果 (意見)	措置状況
<p data-bbox="210 432 786 517">【次期指定管理者選定時における選定方法の見直しについて】</p> <p data-bbox="210 573 786 801">平成25年に指定管理者を募集・選定した際、市は、22か所ある自転車駐車場を通常施設管理型15か所と自転車利用促進業務(提案)型7か所の2つに区分して募集している。</p> <p data-bbox="210 813 786 1041">しかし、現時点において両区分に明確な差異は認められない。次期指定管理者を募集・選定する際は、提案型における状況を踏まえた上で、公募単位等選定方法を見直すことが望まれる。</p>	<p data-bbox="828 432 1114 465">(建設局道路維持課)</p> <p data-bbox="810 573 1390 1182">平成26年4月以降の指定管理者募集にあたっては、平成24年11月に策定した北九州市自転車利用環境計画に基づき、自転車の利用を促進し、施設を更に活用する目的として、一部の自転車駐車場で自転車駐車場管理業務以外に、自転車利用促進に関する業務の社会実験を行うため、他の自転車駐車場とは別にこれら業務のノウハウを有する業者を指定管理者とするべく、自転車駐車場に関しては22場一括管理での募集であった公募を分割して行ったものである。</p> <p data-bbox="810 1193 1390 1373">次期指定管理者の募集・選定期間は「平成30年度」であり、今後の提案型事業の実施状況を踏まえ、選定方法の見直しを行うかどうか検討していきたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【自転車ロック後、営業時間外に出庫できる仕組みの導入について】</u></p> <p>営業時間内に出庫せずロックを掛けられた自転車について、今後、自動式ゲートを設置する場合には、営業時間外に出庫できるような仕組みの導入を検討することが望まれる。</p>	<p>（建設局道路維持課）</p> <p>管理員を配置していない営業時間外に出庫可能なシステムとして、例えば、超過料金を投入することで自動的にロックが解除されるラックを設置するなどの方法が考えられるが、設置費用と利用見込み等を総合的に勘案して、設置について検討していきたい。</p>

(12) 北九州市営駐車場（中央町、折尾駅前、黒崎駅西）

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【中央町駐車場施設の中長期的な修繕計画の策定について】</p> <p>中央町駐車場は、建築から40年以上経過しており、施設は老朽化している。施設を適切に維持管理するとともに、今後の方向性を検討する上でも、中長期的な修繕計画を策定することが望まれる。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課)</p> <p>今後、公共駐車場としての機能や役割、その採算性についての検討を行う中で、必要に応じて中長期的な修繕計画についても検討していく。</p>

(13) 自転車貸出し施設（河内）

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【施設利用者の増加策及びあり方の検討について】</p> <p>本施設の利用者は減少傾向にある。利用者は家族連れが多く、市では少子化が進行している状況であるため、急激な利用増加を見込むことは難しい。</p> <p>現状のまま、利用者の増加が見込まれない場合には、施設のあり方について検討するとともに、存続する場合は、自転車の貸出しの無料化等による利用増加を図るなどの対策をとることが望まれる。</p>	<p>(建設局道路維持課)</p> <p>平成26年度の利用者数は、指定管理者が実施した利用促進策（毎月第2日曜日の「わらべの日」における中学生以下の利用者に粗品をプレゼント）や市が実施した利用促進策（利用パンフレットを市民センター等に配布、市政だよりにより利用案内掲載）の効果により増加している。(河内サイクリングセンター H25年度利用者数：3,073人、H26年度利用者数：4,360人)</p> <p>今後も利用促進策を継続的に実施し、利用者数の増加を図っていきたい。</p>

(14) 門司麦酒煉瓦館

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【施設の中長期的な修繕計画の策定について】</u></p> <p>本施設は大正2年（1913年）に建築されており、平成16年に耐震化等の改修工事を経ているところではあるが、現在100年以上が経過しているため、近い将来において大規模な修繕が必要となる可能性があるとともに、その修繕方法についても調査検討や資材の調達に時間を要することが想定される。適宜、必要な修繕が行われない場合、貴重な歴史的建物の保存状態が悪化したり、トータルコストが増加したりする可能性がある。</p> <p>したがって、本施設に関し、中長期的な修繕計画を策定し、計画的な修繕等を行うことが望まれる。</p>	<p>（建築都市局区画整理課）</p> <p>築年数が100年以上経過していることから、今後の維持管理を含め、施設の中長期の修繕計画の策定が必要と認識しており、今後の策定に向けて検討していく。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【観光資源としての有効活用策の検討について】</p> <p>施設の敷地を含む地区の区画整理事業は終了しているが、当該土地区画整理事業により取得した土地及び建物の管理のため、現在でも本施設は建築都市局整備部区画整理課の所管となっている。</p> <p>しかし、本施設は、歴史的な建造物でもあり、観光施設としての側面も有しているため、現状で問題が生じているわけではないが、将来的には産業経済局の観光関連部署の所管とすることについて、検討することが望まれる。</p>	<p>(建築都市局区画整理課)</p> <p>門司麦酒煉瓦館の観光資源としての有効活用策や歴史的建造物としての適正な保存策（維持補修計画）を考える中で、それらを推進するために最適な部署について、関係局と協議しながら、検討を進めていきたい。</p>

(15) 響灘緑地 (グリーンパーク)

監査の結果 (意見)	措置状況
<p><u>【指定管理者選定過程における、より慎重な審査及び審査結果等の文書化について】</u></p> <p>平成25年度の指定管理者の選定過程において、検討会構成員の意見が分かれており、評価の点差も少ない状況にある。</p> <p>このような場合、選定過程の透明性及び選定の公平性を確保するため、通常の場合よりも慎重に審査するとともに、審査過程やその結果について文書化することが望まれる。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>検討会の評価結果の点差が少なかったことから、「指定管理者候補選定マニュアル」に基づき、公園緑地部内部だけでなく、局総務課と共に慎重な議論を行い、候補者を決定した。</p> <p>次回選定時からは、平成26年度に改訂された指定管理者候補選定マニュアルにのっとり、特に慎重な議論を行い、さらに当該議論の経過を公表資料に記載する予定である。</p>

(16) 山田緑地

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者選定時の提案書に対する適切な審査の実施について】</p> <p>指定管理者選定時の提案書において、提出者の記載誤りにより正規職員の人件費が最低賃金を下回るようになってきているが、この内容について確認がなされていない。</p> <p>指定管理者検討会には、そのまま誤った提案書が提出され、検討会での構成員の質問により審査に影響はないと考えるが、指定管理者の候補者選定権限は市にあり、市が主体的に審査することが求められる。</p> <p>特に、指定管理者の人的基盤及び財政的基盤は重要な評価項目であるため、市は、適切に審査することが望まれる。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>提案書等の補正の機会は、本市の工事入札方式等と同様に、公平性の観点から設けることは難しいと考えている。</p> <p>次回選定時からは、提案書等の内容については、事前に十分な確認を行う。誤りと思われる箇所は、提案者に確認を行い、確認の結果、誤りであった場合は、検討会構成員に対して提案書の説明を行う際に、その旨の説明を行う予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>指定管理者選定過程における、より慎重な審査及び審査結果等の文書化について</u>】</p> <p>平成25年度の指定管理者の選定過程において、検討会構成員の意見が分かれており、評価の点差も少ない状況にある。</p> <p>このような場合、選定過程の透明性及び選定の公平性を確保するため、通常の場合よりも慎重に審査するとともに、審査過程やその結果について文書化することが望まれる。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>検討会の評価結果の点差が少なかったことから、「指定管理者候補選定マニュアル」に基づき、公園緑地部内部だけでなく、局総務課と共に慎重な議論を行い、候補者を決定した。</p> <p>次回選定時からは、平成26年度に改訂された指定管理者候補選定マニュアルにのっとり、特に慎重な議論を行い、さらに当該議論の経過を公表資料に記載する予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>施設の利用状況の把握及び文書化について</u>】</p> <p>施設の利用状況が大きく変動していたため、所管部署に質問したところ、所管部署の担当者が異動しており、過去の原因等については、詳細が不明とのことであった。</p> <p>関係書類の保存期間を過ぎていると思われるが、その場合でも、当該施設に関する重要な情報は引き継がれるよう文書化及び保存しておくことが望まれる。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>将来、必要となると思われる重要な事項については、必要の是非を判断し、文書化及び保存を行う。</p>

(17) 白野江植物公園

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【基本協定に基づく指定管理者の決算書類の速やかな受領について】</p> <p>基本協定書によれば、指定管理者の決算終了後、速やかに決算書等の書類を市に提出することとなっているが、市は指定管理者から適時に提出を受けていない。</p> <p>指定管理者の財政状況を適時に把握するためにも、決算終了後に速やかに提出を受けることが望まれる。</p>	<p>(建設局公園管理課)</p> <p>監査の意見を踏まえ、指定管理者の決算書について、実査後速やかに提出を受けた。7月決算後、早急に決算書の提出を求めるとともに、速やかに提出を受けるようマニュアルに追記し、改善を図った。</p>

(18) 全庁的な観点からの意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p data-bbox="210 432 786 517">【市による提案書の審査及び指定管理者に対する補正の機会の付与について】</p> <p data-bbox="210 577 786 846">現在、応募者の提案書等については、軽微な修正を除き、補正が認められていない。そのため、明らかな誤りがあるにもかかわらずそのまま指定管理者検討会の審査資料とされている事例が見受けられた。</p> <p data-bbox="210 864 786 1037">市は、検討会開催前に適切に提案書を審査するとともに、指定管理者による補正の機会の付与することについて、検討することが望まれる。</p>	<p data-bbox="828 432 1177 465">(総務企画局行政経営課)</p> <p data-bbox="812 577 1390 750">応募者の提案書等については、本市の工事入札方式等と同様に、公平性の観点から提出後の補正の機会を設けることは難しいと考えている。</p> <p data-bbox="812 768 1390 1037">提案書等の内容については、これまでも施設所管局が事前に確認を行うとともに、検討会構成員が、選定検討会のヒアリングの際に、疑問点等事実確認を行った上で総合的に審査をしており、引き続き同様の取扱いを行ってまいりたい。</p> <p data-bbox="812 1055 1390 1279">なお、監査の意見を踏まえ、施設所管局への説明会等において、指定管理者募集時に提案書等提出資料の記載内容に誤りがないよう留意することについて、周知徹底した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【応募・選定に関する更新制の導入検討について】</p> <p>現在の指定管理者が次期も応募するに当たって、優秀な評価を得ている場合は、選定時の総合得点に加算する措置がとられている。</p> <p>他市においては、市の事務の効率化や指定管理者の事業の継続性の確保等のため、更新制を導入している事例がある。</p> <p>市は、これら他市事例を参考にした上で、更新制の導入について検討することが望まれる。</p>	<p>（総務企画局行政経営課）</p> <p>指定管理者制度の重要なポイントである「競争性」や「公正性・公平性」「透明性」を確保するとともに、指定期間ごとに、指定管理業務や施設のあり方そのものを見直す機会とするため、引き続き、現行制度による運用を行ってまいりたい。</p> <p>なお、市の事務の効率化や指定管理者の事業の継続性の確保等については、監査の意見を踏まえて、引き続き効果的な方策について検討してまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>利用料金制の積極的な導入及び利用料金減免に対する精算方式の導入について</u>】</p> <p>「応募・選定に関する更新制の導入検討について」で示した、応募選定に関するインセンティブに加え、さらに、指定管理者がサービスの向上及び利用者の拡大に対する意欲を向上させるため、更なる金銭的インセンティブについても導入を検討することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局行政経営課)</p> <p>監査の意見を踏まえ、利用料金制度については、引き続き積極的に導入してまいりたい。</p> <p>また、利用料金の減免については、指定管理者に金銭的不利益が生じることのないように減免基準の明示や減免実績の情報提供等を行い、その減免による収入減等を加味して、指定管理料を設定しているところである。</p> <p>なお、減免の対象者が増加することについては、全体的な利用者数が増加することとなり、毎年度の実績評価に反映され、次回選定時の加点にもつながるものであり、指定管理者としてのメリットは大きい。</p> <p>したがって、今後も現行制度の中で効果的な運用を図ってまいりたい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【本社経費等に関する計上手法のルール化について】</u></p> <p>指定管理者において、業務実施に当たり発生する本社経費に関し、収支計算書に計上する方法や収支差額の処分方法等についてルール化されておらず、施設によって異なっている。</p> <p>透明性や公平性の確保の観点から、ルール化することが望まれる。</p>	<p>（総務企画局行政経営課）</p> <p>監査の意見を踏まえ、各指定管理者の本社経費を把握できるように、「募集要項」に「一般管理費等」を計上するよう明記するとともに、応募者の提出書類である「収支計画書」「支出項目内訳」に新たに「一般管理費等」の項目を設けた。 （H27年3月改定）</p> <p>これに合わせて、各施設所管局に対し、本社経費等一般管理費について、応募者に個別計上させるよう通知を发出し、また新年度担当者説明会にて改定内容を周知した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理に係る予算と実績の比較検証及びそれを基にした指定管理料水準の見直しについて】</p> <p>市は、毎年度末に、基本協定に基づき、指定管理者から「収支決算書」を提出させている。</p> <p>しかし、予算と実績の比較検証が十分に行われておらず、その結果が次期指定管理料水準の見直し等に活用されていない。</p> <p>市は、予実分析を行い、指定管理料の水準の見直し等に活用することが望まれる。</p>	<p>（総務企画局行政経営課）</p> <p>監査の意見を踏まえ、料金収入の実績や管理に要した経費等の収支状況について、指定管理者に対し、応募者の提出書類である「収支計画書」の項目ごとに、予算と決算（実績）を比較させ、その増減理由について、収支決算書等に明記させるよう「募集要項」に明記した。</p> <p>（H27年3月改定）</p> <p>これに合わせて、各施設所管局に対し、予実の比較検証の結果を基に、指定管理料水準の検討や指定管理者の評価への反映等を行うよう通知を発出し、また新年度担当者説明会にて改定内容を周知した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【指定管理者に対するモニタリングの強化及びその文書化について】</p> <p>市は、指定管理者から事業報告書及び決算書を受領するとともに、施設の維持管理及び経理等事務処理の状況について、毎年モニタリングを行っている。</p> <p>しかし、施設管理のモニタリングに関し、指定管理者側でモニタリング結果を記載し、市は、その結果の確認のみを行っている事例や、経理処理等のモニタリングについて会計帳簿類の有無は確認しているが内容の閲覧を行っていない事例などが見受けられた。</p> <p>さらに、それらの実施手続や結果について文書化されていない状況にある。</p> <p>市は、指定管理者に対するモニタリングを強化するとともに、その結果等について文書化することが望まれる。</p>	<p>（総務企画局行政経営課）</p> <p>監査の意見を踏まえ、「指定管理者による公の施設の維持管理に係るモニタリング実施項目」及び「指定管理者による公の施設の経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」に、新たに「備考」欄及び「総合コメント」欄を設け、不備等問題点やそれに対する指導内容、全般的な意見を記載することとした。</p> <p>（H27年3月改定）</p> <p>これに合わせて、各施設所管課に対し、前述内容と各施設所管局が主体的に行うことなど、モニタリングを適切に実施するよう、通知を発出し、また新年度担当者説明会にて改定内容を周知した。</p>